

## 岡崎市表彰条例による表彰の推薦基準（令和8年度）

### 功績表彰・善行表彰

	区分	役職	基準年数等
功績表彰	自治	総代	10年を経過したとき（8年以上総代を務め学区総代会長歴がある場合はその年数を加算できる）
		町内会役員	町内会を運営する役職（副総代、会計相当）で、20年を経過したとき
		総代会連絡協議会会長	退任したとき
		選挙管理・監査・公平委員	8年以上で退任したとき
		固定資産評価審査委員	9年以上で退任したとき
		人権擁護・行政相談委員	12年以上で退任したとき
	教育	教育委員	8年以上で退任したとき
		学区社会教育委員長	10年を経過したとき
		学区社教委員連絡協議会会長	役員で6年を経過し、会長を退任したとき
		学区女性団体代表	代表で10年を経過し、代表を退任したとき
		市子ども会育成者連絡協議会会長	役員で6年を経過し、会長を退任したとき
		市PTA連絡協議会会長	単位PTA会長で3年を経過し、会長を退任したとき、あるいは会長を経験し、単位PTA会長を3年経過したとき
		文化協会役員等	会長で6年を経過し、退任したとき 20年を経過したかたで、文化の振興に貢献したかた、あるいは団体の役員30年を経過したかたで、教育、学術、芸術等に功績顕著なかた
		市スポーツ協会役員等	理事長で6年を経過し、退任したとき 20年を経過したかたで、体育の振興に貢献したかた、あるいは団体の役員30年を経過したかたで、スポーツ、体育等に功績顕著なかた
		スポーツ推進委員	20年を経過したとき
		市国際交流協会役員	理事長で6年を経過し、退任したとき 20年を経過したかたで、多文化共生・国際交流の推進等に功績顕著なかた
		その他	メジャーな分野の主要な全国大会あるいは国際大会において特に優秀な成績を取った個人・団体（市の他の表彰を受けた場合を除く）
		産業	農業委員会委員
	農協、漁協及び森林組合の組合長		退任したとき
	土地改良区理事等		理事長で8年以上で退任したとき、または理事で30年を経過したとき
	生産組合長		20年を経過したとき
	業界理事長・組合長		10年を経過したとき
	商工会議所会頭		退任したとき
	商工会議所役員		10年を経過したとき（ただし60歳以上）
	商工会議所議員		30年を経過したとき
	商工会会長		退任したとき
	観光協会会長・理事長		5年以上で退任したとき
	その他		長年にわたり伝統技術の継承、地場産業の振興に貢献したかた 画期的な新製品の開発、技術革新に貢献し産業の振興に貢献した個人・団体
	民生		民生委員児童委員
		保護司	同上
		市老人クラブ連合会会長	役員で6年を経過し、会長を退任したとき
		市社会福祉協議会会長	5年以上で退任したとき
		市遺族連合会会長	役員で6年を経過し、会長を退任したとき
市障がい者福祉団体連合会会長		同上	
市保育園連絡協議会会長		同上	
学区福祉委員会連絡協議会会長		同上	
保健衛生	ごみ減量推進員	20年を経過したとき	
	学校医・学校薬剤師・園医	30年を経過したとき	
	医師会・歯科医師会・薬剤師会会長	役員で6年を経過し、会長を退任したとき	
	食品衛生協会会長	役員で15年以上経過し、会長を退任したとき	
	食品衛生協会役員・食品衛生指導員	役員又は指導員で20年を経過したとき	
土木	土地区画整理組合理事長	10年以上で退任したとき、または5年以上在任し事業が完了したとき	
	交通安全指導員	15年を経過したとき	
消防・防災	消防団員等	団体の長を経験し20年を経過したかた、または30年を経過したかたで、その功績が特に顕著なかた	
	消防団等	地域防災等に著しく貢献した団体	
	附属機関の委員（該当区分の功績として表彰）		12年以上で退任したかたで、その功績が特に顕著なかた
善行表彰	多額寄附	市の公益のため、100万円以上（注①、②）の金品を寄附した個人 注① おかざき応援寄附金制度の返礼品相当額を差引く 注② 寄附の累積額が基準に達した場合も含む。ただし、おかざき応援寄附金制度による返礼品を受取った場合は累積しない	
	篤行	市の公益のため、500万円以上の金品を寄附した団体（寄附の累積額が基準に達した場合も含む） 奉仕活動または市民の模範となるような地道な善行活動を10年以上続けた個人・団体、あるいは人命救助等の顕著な篤行に尽くした個人・団体 献血を300回以上行い、知事感謝状を受けたかた	
※その他：いずれの功績及び善行にも該当しないが、特に顕著な功績として表彰することが適当と市長が認めるもの			

### 市功労者顕彰

基準年数等
表彰推薦基準の概ね2倍に相当する期間を務め退任したかたで、その功績が特に顕著なかた
市議会議員で、12年（3期）以上で退任したとき（議長・副議長経験者は退任したとき）
副市長で、8年（2期）以上で退任したとき
教育長で、9年（3期）以上で退任したとき
水道事業及び下水道事業管理者で、12年（3期）以上で退任したとき
上記にかかわらず、特にすぐれた功績又は善行により、市勢の発展に著しく貢献したかた

### その他表彰・顕彰に関する留意事項

- （1）役職等の基準日は令和8年7月1日とする。
- （2）同一役職の在職期間は通算することができる。また複数の基準役職に在職した場合は、退任者に限り該当する基準年数の比例に基づいて通算することができる。
- （3）同一の役職基準年数による再表彰はしない。
- （4）表彰等の決定は、表彰候補者審査委員会の審査による。
- （5）功労者は、原則としてその後の表彰及び顕彰の対象とならない。